⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から５㎞以内の管工事又は富山大学が発注する富山市内の管工事については、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が２件まで管理することを認める。

①　１級管工事施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる新築工事又は改修工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適切であること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高50点とする。

②　加算点の算出方法は、下記３⑵の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　標準点と加算点の合計点（技術評価点）を当該者の入札価格で除して算出した数値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

⑵　評価項目　次に示す項目を評価項目とする。（詳細は入札説明書による。）

①　企業の高度な技術力

１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項

・社会的要請　環境の維持、特別な安全対策

２）工事全般の施工計画に関する事項

・施工上考慮すべき事項等の技術的所見

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「企業の高度な技術力」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、上記３⑴③によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒930―8555 富山県富山市五福3190番地　国立大学法人富山大学施設企画部施設企画グループ　電話番号076―445―6062

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成25年12月４日（水）から平成25年12月24日（火）まで

〒930―8555 富山県富山市五福3190番地　国立大学法人富山大学施設企画部施設企画グループ　電話番号076―445―6062

入札説明書の交付にあたっては無料とする。

なお、図面等の交付にあたっては、入札説明書に従って購入するものとする。

⑶　申請書、資料及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年12月５日（木）から平成25年12月24日（火）まで。

上記４⑴に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成26年１月９日（木）から平成26年１月30日（木）15時00分まで。上記４⑴に持参すること。

⑹　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、平成26年１月30日（木）15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参し又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。電送による提出は認めない。

開札は、平成26年１月31日（金）10時00分　国立大学法人富山大学事務局２階共通打合室２において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、国立大学法人富山大学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約責任者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　国立大学法人富山大学契約規則第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記３⑶に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書の作成の要否　要。